

新潟県保険医会 FAXニュース 第86号

新潟県保険医会

〒950-0865

新潟市中央区本馬越2-176

TEL (025)241-8625

FAX (025)241-4959

開所時間 月～金 9:00～17:30

◆◆ 年末年始の取扱いについて ◆◆**(1) 年末年始の薬剤長期投与について**

薬価収載1年以内の新薬や、麻薬、向精神薬などの投与日数に制限のある薬剤の長期投与について、年末年始の取扱いを紹介します。

【1回14日分を限度とする薬剤の取扱い】

必要最小限の範囲において、1回30日分を限度として投与可能

院内処方の場合はレセプト摘要欄に、院外処方の場合はレセプト摘要欄と処方箋の備考欄にその理由(年末年始に係る旨)を記載する

※レセプト摘要欄電算処理システム用コード

F200 院内処方 (薬剤等)	830100206	長期投与理由(薬剤等・処方箋料); *****
F400 院外処方 (処方箋料)		

【1回30日分を限度とする薬剤の取扱い】

年末年始であっても30日を超えて投与することはできない

(2) 12月29日～1月3日までの休日加算等の取扱い

12月29日～1月3日までは休日加算の対象日となります(算定要件は従前どおり)。この期間に診療を行った場合の休日加算等の算定については以下となります。

【この期間中の休診日】

深夜を除くすべての時間帯で休日加算が算定できる(深夜帯の場合は深夜加算)

【この期間中の診療日】

- ・診療時間内は夜間・早朝等加算が算定可能(夜間・早朝等加算の施設基準を満たす必要有)
(小児科標榜医療機関は6歳未満の患者に対して小児科特例の休日加算の算定が可能)
- ・診療時間外は休日加算が算定可能(深夜帯の場合は深夜加算)

◆◆ 厚労省疑義解釈について ◆◆

12月21日付で出された「疑義解釈資料の送付について(その35)」より一部抜粋してお知らせします。

【在宅経管栄養法用栄養管セット加算】

(問) C162 在宅経管栄養法用栄養管セット加算 において、特定保険医療材料である交換用胃瘻カテーテルを使用した場合は、特定保険医療材料の費用を別に算定することができるのか

(答) 算定可

《年末年始・事務局休務のお知らせ》**休務期間:2022年12月30日(金) ～ 2023年1月4日(水)**

*2023年1月5日(木) より通常業務となります。